

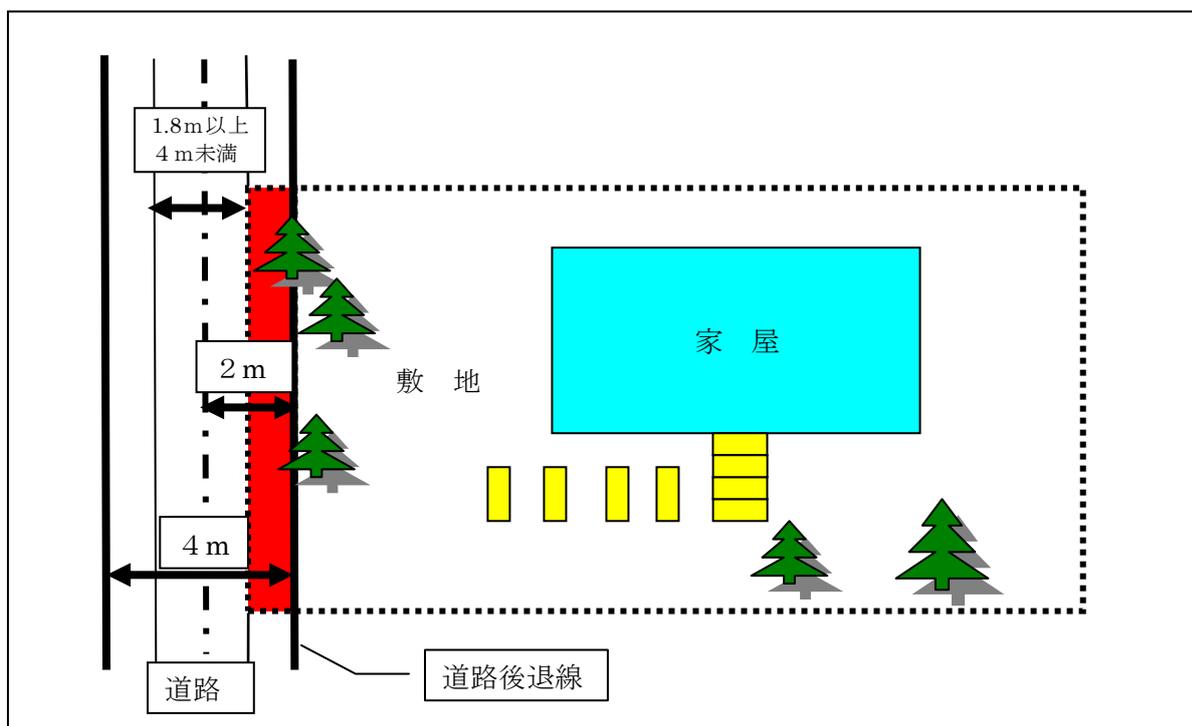
## 狭あい道路について (都市計画区域内)

市ではより良い街づくりのため、住民の協力により、道路を広げ、一般の通行及び緊急避難・消火活動などで支障をきたさないよう、建築物（既存不適格建築物も含む。）の道路後退を推進しております。

建築道路後退線部分を寄附していただける場合は、市により分筆登記事務を行い、その部分の道路舗装を実施します。（※ただし、事前に協議が必要です。）

4m未満の道路では、消防車も通行が困難となります。我が家の安全を確保するためにもご検討ください。

詳しくは、下記までお問い合わせください。



都市計画区域内は建築基準法により、敷地に接する道路の幅員を4m以上と定めています。ただし、幅員4m未満（1.8m以上）の道路の場合、道路の中心線より2m以内には建物、敷地を造成するための擁壁及びそれに付属する門塀等は築造できないことになっています。また、線路敷地、川、がけ地等により左右に後退することができない場合には、一方後退になります。

### 問い合わせ先

#### 建築道路後退について

東温市 産業建設部 都市整備課 建築住宅係

Tel 964-4412

#### 道路後退部分の寄附及び道路舗装について

東温市 産業建設部 建設課 用地管理係

Tel 964-4472